

添付法令資料 3 :

管理権、土地、集合住宅の単位に対する権利及び土地登記に関する  
2021年2月2日付インドネシア共和国政令 No.18 (目次)  
同日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 範囲 (第3条)
- 第3章 管理権 (Hak Pengelolaan)
  - 第1節 管理権により与えられうる土地 (第4条)
  - 第2節 管理権の対象 (第5条及び第6条)
  - 第3節 管理権土地の利用 (第7条ないし第9条)
  - 第4節 管理権の発生 (第10条及び第11条)
  - 第5節 管理権の負担、移転及び解放並びに管理権上の土地に対する権利 (第12条及び第13条)
  - 第6節 管理権の消滅 (第14条及び第15条)
  - 第7節 監督及び管理 (第16条)
  - 第8節 埋立地 (第17条及び第18条)
- 第4章 事業権 (Hak Guna Usaha)、建設権 (Hak Guna Bangunan) 及び土地に対する使用権 (Hak Pakai)
  - 第1節 事業権
    - 第1款 事業権の対象 (第19条及び第20条)
    - 第2款 事業権により与えられうる土地 (第21条)
    - 第3款 事業権の期間 (第22条)
    - 第4款 事業権の発生 (第23条ないし第26条)
    - 第5款 事業権所有者の義務、禁止事項及び権利 (第27条ないし第29条)
    - 第6款 事業権の負担、移転、解放及び変更 (第30条)
    - 第7款 事業権の消滅 (第31条ないし第33条)
  - 第2節 建設権
    - 第1款 建設権の対象 (第34条及び第35条)
    - 第2款 建設権により与えられうる土地 (第36条)
    - 第3款 建設権の期間 (第37条)
    - 第4款 建設権の発生 (第38条ないし第41条)
    - 第5款 建設権所有者の義務、禁止事項、権利 (第42条ないし第44条)
    - 第6款 建設権の負担、移転、解放及び変更 (第45条)
    - 第7款 建設権の消滅 (第46条ないし第48条)
  - 第3節 使用権
    - 第1款 使用権の対象 (第49条及び第50条)
    - 第2款 使用権により与えられうる土地 (第51条)

- 第3款 使用権の期間 (第52条)
- 第4款 使用権の発生 (第53条ないし第56条)
- 第5款 使用権所有者の義務、禁止事項及び権利 (第57条ないし第59条)
- 第6款 使用権の負担、移転、解放及び変更 (第60条)
- 第7款 使用権の消滅 (第61条ないし第63条)
- 第4節 行政の不備による土地に対する権利の取消 (第64条)
- 第5節 島嶼及び水域に関する権利付与 (第65条)
- 第6節 崩壊地 (第66条)
- 第5章 集合住宅の単位
  - 第1節 集合住宅の単位に対する所有権の対象 (第67条)
  - 第2節 集合住宅の単位に対する所有権の分割及び併合 (第68条)
  - 第3節 外国人のための住宅又は居住地 (第69条ないし第73条)
- 第6章 地上空間及び地下空間における土地に対する権利又は管理権
  - 第1節 地上空間及び地下空間の主体 (第74条及び第75条)
  - 第2節 地上空間又は地下空間における管理権、建設権及び使用権の発生 (第76条ないし第80条)
  - 第3節 地上空間又は地下空間における管理権、建設権及び使用権の対象、期間、負担、移転及び解放並びに取消 (第81条)
  - 第4節 地上空間又は地下空間における管理権、建設権及び使用権の消滅 (第82条及び第83条)
- 第7章 土地登記
  - 第1節 電子土地登記の運用 (第84条ないし第86条)
  - 第2節 土地登記の促進 (第87条ないし第89条)
  - 第3節 土地登記の行政上の管理 (第90条ないし第93条)
  - 第4節 権利の変更 (第94条)
  - 第5節 過去の権利の証明 (第95条ないし第99条)
- 第8章 雑則 (第100条)
- 第9章 経過規定 (第101条)
- 第10章 終則 (第102条ないし第104条)